# 児童・生徒を児童虐待から守るために

#### 1 はじめに

- ●児童虐待防止法における「児童」の定義は、「18歳に満たない者(第2条)」であり、県立学校に在籍する 児童・生徒の大部分が対象となります。
- ●児童虐待防止法では、学校及び教職員に対する虐待の早期発見の努力義務(第5条)が、また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対しては市町村もしくは児童相談所等への通告の義務(第6条)が定められております。児童虐待防止のためには、教職員一人ひとりが児童虐待に関する知識と具体的にとるべき行動を理解しておくことが大切です。
- ●近年の児童虐待をめぐる状況の中で、令和元年6月、児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)と 児童福祉法が改正され、児童の親権を行う者による体罰の禁止等が盛り込まれました。

### 2 理解と確認のために(児童虐待とは)

(1) 身体的虐待 … 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

初めは軽微なけがや傷でも、時間の経過に伴い行為がエスカレートしていく危険性が高いため、発見時点での安全及び継続的な安全の確保が重要です。

(2)性的虐待 … わいせつな行為をすること又は児童・生徒をしてわいせつな行為をさせること。

児童・生徒の告白により発見された場合、告白を受けた者が不適切な対応をすると、児童・生徒が自分の告白を 取り消してしまうこともあるので、細心の注意が必要です。重篤な児童虐待であり、児童相談所及び警察の対応が 必要です。

(3) ネグレクト … 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食あるいは放置、その他の保護者として の監護を著しく怠ること。

他の虐待に比べ、親の子どもに対する関心や困り感などが少ないため、その介入に当たっては、地域の関係機関による足並みをそろえた息の長い支援が必要です。

(4) 心理的虐待 … 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭における配偶者に対する暴力、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待が単独で見られる場合には、他の虐待と比べて、保護者側の虐待に対する認知が改善され難く、支援に困難をきたすことも少なくありません。

#### 【参考】児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

令和2年4月1日改正法施行

(児童虐待の早期発見等)

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知りえた児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を 適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 3 学校における対応の流れ(虐待の発見から通告まで)

## ① 虐待サインの発見 (「早期発見のためのチェックリスト」参照)

- ●児童・生徒や保護者の何気ない仕草や言動などから 普段の様子との違いを感じ取ることにより、児童虐待 の早期発見に努めることが重要です。
- その際、「早期発見のためのチェックリスト(P3~4) を活用しましょう。

#### 早期発見のための機会

- 日常の観察、健康診断、水泳指導
- ・教育相談、アンケート
- ・本人(児童・生徒、保護者)からの訴え
- 学校医や学校歯科医からの情報提供
- ・他の保護者や学童保育からの情報提供

### ② 児童・生徒の安全確保

- ●児童・生徒本人の安全が危惧される場合、児童・生徒本人を安心・安全な場所で保護するなどして、児童・生徒に虐待をしていることが疑われる者に安易に引き渡すことがないようにします。
- ●児童・生徒がけがをしている場合、児童・生徒に記録する目的を説明し、許可を得た上で記録 (写真等)を取ってから、必要ならば医療機関に連れて行きます。

## ③ 管理職への報告

- ●児童虐待を受けたと思われる児童・生徒を発見した場合、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告しましょう。速やかに管理職に報告して学校が組織的に対応することが、児童・生徒を守ることにつながります。
- ●たとえ児童・生徒本人が口外しないことを希望したとしても、児童・生徒本人を守るために管理職に報告しなければならないことを伝え、必ず報告をしてください。
  - (以後の対応は、関係機関との連携も含めて、管理職が中心となり、組織的に対応してください。)

## ④ 市町村または児童相談所への通告

# <u>学校が通告を判断するにあたってのポイ</u>ント

- ●確証がなくても通告をしてください。(児童虐待防止法第6条第1項) (誤りであったとしても責任は問われません)
- ●虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関です。
- ●保護者との関係よりも児童・生徒の安全を優先してください。虐待の疑いがあった場合、通告前に保護者に連絡する必要はありません。
- ●通告は守秘義務違反にあたりません。(児童虐待防止法第6条第3項) ※通告を受けた市町村や児童相談所は、通告者に関する情報について、保護者を含めて他に明か すことはありません。

#### ケースによる通告先※

重篤な場合・・・児童相談所

上記以外・・・・児童・生徒が居住する市町村の虐待対応担当課

生命の危険があるときは、速やかに警察に通報してください。(この場合、警察が児童相談所に連絡します。)

## 【連絡先】もしものために

- ※学校の所在地ではなく、児童・生徒の居住している市町村を管轄している児童相談所に ご連絡ください。
- ※神奈川県内各児童相談所の相談窓口のご案内は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/jisou/madoguchi.html

	見童相談所		
Tel (	)	児童相談所	全国共通ダイヤル「189」
<市町村の虐待対	応担当課> 課(係)	担当者:	
Tel (	)		
<児童・生徒の居	住している市町	村の所轄の警察	<b>                                      </b>
	警察署	課	
Tei (	)		_

# 早期発見のためのチェックリスト

次に示したチェックリストは、児童・生徒や保護者、家庭の様子について、チェック項目を示しています。 「児童相談所への通告・警察への通報を行うもの」については、緊急性が高いため、速やかに児童相談所への通 告・警察への通報を行ってください。

「緊急的な支援を考慮するもの」については、特に注意を要する項目として児童相談所への通告を考慮してください。

「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」については、虐待以外の理由によっても起こり得るものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性の高い事項なので、注意深く見守ってください。

<b>冯</b>	意深く見守ってく	(/ce/1)。	J IS SEE		
	項目		<b>状況</b>		
		□ 児童・生徒の生命・身体に対	する危険性・緊急性が高いと考えられる	警察に通報	
	児童相談所へ の通告	□ 児童・生徒自身が保護・救済を求めている		児童相談所 に通告	
	警察への通報	口 明らかな外傷 (打撲傷、あざ (内出血)、骨折、刺傷、やけどなど) があり、身体的虐待が疑われる 警察!:		警察に通報	
	を行うもの	□ 生命、身体の安全に関わるネグレクト (衰弱、脱水症状、医療放棄など) が疑われる 児童相談所			
		□ 性的虐待(性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患)が疑われる (ご通告		に通 <del>告</del>	
	項目	状況	内容(具体例)		
	緊急的な支援を 考慮するもの 児童相談所への通告	□不自然なケガ	複数の新旧の傷やアザ、骨折、打撲傷、入院	:歴	
		□低栄養を疑わせる症状	低身長、低体重※、(栄養失調、治療の拒否	)	
		□自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす		
	を考慮	口不自然な長期の欠席	長期間まったく確認できない状況にある		
		ロケガを隠す行動	話をしない、一貫しない説明、脱衣の拒否、夏に長	 袖	
		□異常な食欲	給食などむさぼるように食べ、際限なくおかわりする、異食		
		□強い不安	衣類を着替える際など異常な不安を見せる		
児童・	虐待を 疑わせるもの	口突然の行動の変化	ぼーっとしている、話をしなくなる、うつうつとする 無表情であったり、暗い様子である、学習意欲の低下		
		□治癒しないケガ	治療をしていないため治癒しない、治癒が不自然に遅い		
		□繰り返される症状	膀胱炎症状の反復、尿路感染や膣炎(性的虐待を疑う)		
• 生		□虫歯等の治療が行われていない	歯や周辺組織の外傷、虫歯、口腔粘膜外傷、口腔周囲外傷		
生徒		□繰り返される事故	不自然な事故が繰り返し起きている		
の t¥		□性的興味が強い	年齢不相応な性知識、自慰行為、他児童・生徒の性器を触る、自分の性器を見せる		
の様子		口過去の介入歴	複数の通告、相談歴、一時保護歴、施設入所歴、入院歴		
,		口保護者への拒否感	おそれ、おびえ、不安を示す、大人に対しての執拗な警戒心 家に帰りたがらない		
		□抑制的な行動が強い	無表情、凍り付くような凝視		
		□恒常的な不衛生	不潔な衣服、異臭、シラミなどによる湿疹		
		□攻撃性が強い	いじめ、動物虐待、他児・生徒への暴力		
	虐待の視点を 持つ必要 のあるもの	□孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する		
		□体調の不調を訴える	不定愁訴※、反復する腹痛、便通などの異常		
		□睡眠の障害	夜驚、悪夢、不眠、夜尿(学童期以降に発現する夜尿は要注意)		
		口不安	暗がりやトイレを怖がるようになる		
		口過度の甘え行動が強い	年齢不相応な幼稚さ、担任などを独占したがるなど、過度のスキンシップ		
		口丁寧すぎる態度	年齢不相応の言葉遣い、態度		
		□性的関心が高い	豊富な性知識、性体験の告白、セクシーな雰囲気		
		□性的逸脱	不特定多数を相手にした性交渉、性的暴力、性的いじめ		
		□精神的に不安定である	精神的、情緒的に不安定な言動がある、ひどいかんしゃくを起こす		
		口反社会的な行動(非行)	深夜徘徊、喫煙、窃盗、シンナー吸引、不純異性交遊		
		口嘘が多い	繰り返し嘘をつく、空想的言動が増える		
		□保護者の態度を窺う様子	親の顔色を窺う、意図を察知して行動、親と離れると笑顔を見せる		
		口登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い		

※低体重…標準成長曲線に示される値の1つで偏差値30にあたる。(SD=標準偏差)平均値-2SD以下の出現率は2.3%ときわめて低い。 ※不定愁訴…体のあらゆる部分のだるさ、気持ち悪さなど、違和感の持続的訴え。家庭の不和、悩みなどの心理的要因が背景にある場合がある。

	項目	状況	内容(具体例)	
		□子どもの保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている	
		口生命に危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首締め、道具を使った体罰、逆さづり、 戸外放置、溺れさせる	
		□性的虐待	性器挿入に至らない性的虐待も含む	
	取会 <i>协</i> 少士巡士	□養育拒否の言動	「殺してしまいそう」「叩くのを止められない」など差し迫った訴え	
	緊急的な支援を 考慮するもの	□医療ネグレクト	診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考えや信条などによる治療性否	
	元風9 るもの   児童相談所への通告   警察への通報を考慮	□放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする	
		口子どもを監禁	継続的な拘束、監禁、登校禁止	
		口養育能力の著しい不足	著しく不適切な生活状況となっている	
保		口虐待の認識、自覚なし	しつけとして行っていると主張し、罪悪感がない	
護者		口子どものケガの不自然は説明	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い、詐病(※代理に よるミュンヒハウゼン症候群)	
の		口偏った養育方針(しつけ)	体罰の正当化、非常識な養育観	
様		口子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相応な要求	
子	虐待を	口育児への拒否的な言動	「かわいくない」「憎い」差別的言動	
-	疑わせるもの	□DVがある	激しい夫婦間暴力の繰り返しが認められる	
	x€17 E & 0 0 0 7	口子どもへの愚弄(ぐろう)	繰り返し自分の子どもを愚弄する	
		口きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的言動、特定の子どもへの拒否	
		口必要な支援の拒否	保護者自身の治療拒否、必要な社会資源の活用の拒否	
		□精神状態	うつ的、不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ	
	虐待の視点を	□性格的問題	一方的被害感、偏った思いこみ、衝動的、未熟である	
	持つ必要のあるもの	□攻撃性が強い	一方的な学校などへの非難、脅迫行為、他児童・生徒の親との対立	
		□交流の拒否	行事などの不参加、連絡をとることが困難	
		□アルコール、薬物等の問題	現在常用している、過去に経験がある、依存	
	緊急的な支援を	ロライフラインの停止等	食事が取れない、電気、水道、ガスが止まっている	
	<b>考慮するもの</b> 児童相談所への通告を考慮  虐待を 疑わせるもの	□異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び	
		□家族が現認できない	家庭の状況が全くわからない	
		□継続的な夫婦間の問題	夫婦間の口論、言い争い	
家		□不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物	
家庭		□経済的な困窮 	頻繁な借金の取り立て	
の		口確認できない長期の不在	原因不明の長期の留守、夜逃げ	
の様子		□近隣からの孤立・非難	近隣との付き合いを拒否、非難される	
十		口学校とのかかわり	欠席等の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある	
	虐待の視点を	□家族間の暴力、不和	家族、同居者間に暴力、不和がある	
	持つ必要	□頻繁な転居	理由のわからない頻繁な転居	
	のあるもの	□関係機関に拒否的	特に理由もなく関わりを拒む	
		口子どもを守る人の不在	日常的に子どもを守る人がいない	
		IO#注コず1のむね		
		口生活リズムの乱れ	昼夜の逆転など生活リズムが乱れている	
		□乳幼児	就学前の幼い子ども	
		□乳幼児 □子どもの育てにくさ	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ	
		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など)	
7		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患	
その	虐待のリスク	□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況	
その他	虐待のリスク を高める要因	□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成 □きょうだいが著しく多い	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
の		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成 □きょうだいが著しく多い □保護者の生育歴	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子 被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている	
の		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成 □きょうだいが著しく多い □保護者の生育歴 □養育技術の不足	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子 被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている 知識不足、家事・育児能力の不足	
の		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成 □きょうだいが著しく多い □保護者の生育歴 □養育技術の不足 □養育に協力する人の不在	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子 被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている 知識不足、家事・育児能力の不足 親族や友人などの養育支援者が近くにいない	
の		□乳幼児 □子どもの育てにくさ □子どもの問題行動 □生育上の問題 □複雑な家族構成 □きょうだいが著しく多い □保護者の生育歴 □養育技術の不足	就学前の幼い子ども 子どもの生来の気質などの育てにくさ 諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など) 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患 親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況 養育の見通しもないままの無計画な出産による多子 被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている 知識不足、家事・育児能力の不足	

※代理によるミュンヒハウゼン症候群…子どもに不必要な、あるいは有害な薬などを飲ませて、子どもに不自然な症状を頻繁に出現させること。

## 4 通告後の学校における対応と見守りについて

### ① 通告が行われると

通告を受けると、市町村や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子どもの安全確認の方法、時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

児童相談所が行う安全確認では、専門の職員が学校で子どもの様子などを確認することになります。 その際、教職員も児童相談所の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、 学校としても協力することが重要です。

## ② 一時保護等の決定

#### 在宅での支援の場合 ④(P6)へ

安全確認の結果、児童相談所が子どもの安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子どもの安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、児童相談所の一時保護所などに保護されます。子どもの安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもあります。

虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、「在宅での支援」が執 られることがあります。

#### 保護者対応のQ&A (学校はチームで対応し、関係機関との連携が重要)

Q:通告後に、保護者から学校等に対し、 「誰が通告をしたのか。教えろ。」と抗議があった場合はどうすればよいですか?

A:「通告元は明かせないことが、法律で定められている」旨を明確に回答します。

Q: 児童相談所が一時保護を行ったことについて、保護者から学校に抗議があった場合はどうすればよいですか?

A①:「一時保護は児童相談所の判断で行われるものであり、学校の決定によるものではない」旨を明確に回答します。

威圧的な様子があり、 A①の説明に納得しない場合 )

A②: 学校だけで対応するのではなく、 警察も含めた児童相談所等の関係 機関と連携して対応します。

# ③ 一時保護となった場合の学校の対応

- ●児童・生徒の学習機会の確保のため、一時保護中も児童相談所や一時保護所と連携します。
- 健康情報については、児童相談所の求めがあった場合には速やかに情報提供します。
- ─一時保護中も、学校で専門家や関係機関とケース会議等を持ち、児童・生徒が安心して学校に戻れるよう、 配慮すべきことや、一時保護解除後の支援について、対応プランを決定しておく必要があります。
- ●つぎの対応のチェックリストを参考にしながら、関係機関との連携、保護者対応等について、考え方を整理していきます。

## <u>一時保護となった場合の対応のポイント チェックリスト</u>

☑欄	学校の対応
	ノートや作文・作品など、児童・生徒が通告の情報源であることが分かってしまう可能性
	があるものを、保護者に返却しない
	児童・生徒の一時保護中の保護者からの問い合わせ等へ、誰がどのように対応するのかを、
	児童相談所や関係機関と確認した
	児童・生徒の一時保護中の学習の進め方について、児童相談所等と確認した
	児童・生徒が安心して学校に戻れるよう、一時保護中に学校で配慮すべきことを児童相
	談所や関係機関と確認した
	児童・生徒の一時保護中の保護者からの問い合わせ等への対応の仕方や保護された児童・
	生徒及び家庭の状況を教職員間で確認した
	一時保護解除後の支援や見守りのポイントについて、児童相談所や関係機関と対応プラン
	を確認した

## ④ 在宅での支援となった場合の学校の対応(一時保護解除後を含む)

- ●児童相談所や市町村に通告があったケースのほとんどが、「在宅での支援」に当たると言われています。
- ●また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に「在宅での支援」が執られます。
- ●在宅での支援となった場合も「早期発見のためのチェックリスト」を参考にしながら、児童・生徒が普段と変わったことがないか注意深く見取っていくとともに、気になる様子や不自然なことがあれば、市町村や児童相談所に相談してください。
- ●つぎの対応のチェックリストを参考にしながら、関係機関との連携、保護者対応等について、考え方を整理していきます。

### 在宅での支援時の対応・見守りのポイント チェックリスト

☑欄	学校の対応
	ノートや作文・作品など、児童・生徒が通告の情報源であることが分かってしまう可能性が
	あるものを、保護者に渡さない
	通告に関する保護者からの苦情等へ誰がどのように対応するのかを、児童相談所や関係機関
	と確認した
	要保護児童を見守る項目等について児童相談所と確認した
	女体設力量でからの項目をについて力量相談力と距離した
	保護者からの問い合わせ等への対応の仕方や見守りのポイントについて教職員間で確認した
	不成日の いうらうしょうとは、くうくうからったこうでんどうりくうさてしていてはないのでは高く信息のた
☑欄	他に児童相談所から依頼された見守りのポイントがあったら記入しましょう
上门制	ににた 単位政府の り 放祝 これの これ いこれ いっかい トントン の り に り む ハ し な し な り

## 5 要保護児童対策地域協議会(要対協)への参画について

### ① 要保護児童対策地域協議会(要対協)とは

要保護児童、保護者等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、児童福祉法第25条の2の規定に基づき地方公共団体に設置することが努力義務として定められている協議会で、神奈川県では、すべての市町村に設置されています。

要対協は、構成員である児童福祉、保健・医療、教育、警察・司法などの関係機関等は情報の提供、 意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

## ② 個別ケース会議への参加

教職員は要対協の個別ケース検討会議に参加を要請されることがあります。

その際、教職員は、学校での当該児童・生徒の様子などを説明することとなります。この教職員からもたらされる児童・生徒や保護者の情報は、要対協の構成員にとって重要な情報となります。なお、要対協の参加者には児童福祉法第25条の5により会議内容等の守秘義務が課せられています。よって、教職員が提供した情報や事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

#### 要対協の構成(三層構造)



要保護児童対策地域協議会は、「代表者会議」「実務者会議「個別ケース検討会議」の三層構造となっており、学校関係者が参画を求められるのは、ほとんどが「個別ケース検討会議」。「個別ケース検討会議」 は学校で開催されることもある。

### ③ 出欠状況等の情報提供

要保護児童や児童相談所が必要と認める児童・生徒について、市町村や児童相談所の求めに応じて、概ね1ヶ月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について、情報提供が必要になります。

要保護児童が、休業日を除き、引き続き 7 日欠席した場合は、速やかに市町村(虐待対応担当課)や 児童相談所に情報提供します。(定期的な家庭訪問により、本人に面会ができ、状況の把握を行っている 場合や入院等により欠席の理由がはっきりしている場合を除きます。)

心配な状況が考えられる場合には、3日程度欠席した時点で、速やかに市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に情報提供することが重要です。

## 6 児童・生徒、保護者へのかかわり方

# ① 虐待を受けている児童・生徒へのかかわり

#### ●安全で安心できる場を提供する

虐待を受けている児童・生徒へのかかわり方として何よりも大切なのは、児童・生徒が「ここでは 自分の身が守られている」「この人は信じても大丈夫」と思える環境や人間関係を築くことです。

#### 自尊感情・自己肯定感や他者への信頼感を回復させる

虐待を受けている児童・生徒は、自尊感情・自己肯定感や他者への信頼感が低下していると言われています。肯定的な言葉かけ等により、児童・生徒の自尊感情や他者への信頼感を回復させることが大切です。

#### 感情の表現を助ける

虐待を受けている児童・生徒は、自分の感情を言葉として表現することが苦手で、時には、不適切な行動で表現してしまうことがあります。児童・生徒の言葉にできない気持ちを汲み取り、言葉に置き換えることで、感情の表現を助けることが大切です。

### ② 虐待を行っている保護者へのかかわり方

#### ●話を聴く

保護者に対しては、まずきちんと話を聴く姿勢をもつことが大切です。特に初回については十分な配慮が必要です。

#### ●心情や背景の理解に努める

保護者にも虐待に至るまでのさまざまな背景があり、保護者自身も虐待を受けた経験があったり、 保護者も何らかの被害者であったり、社会的な弱者であったりする場合もあります。

#### ●責めない

保護者に対して、一方的に虐待行為を非難したり、注意したりすることは、問題解決に向けて効果が期待できないばかりか、信頼関係を崩し、保護者の態度を硬化させることにつながります。

### ③ 保護者からの問い合わせや要求に対して

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想 される場合



複数の教職員でチーム として対応すること

必要に応じ

弁護士等の専門家と 情報を共有し対応

児童相談所

警 察

日頃からケース会議等により、情報を共有しておく とともに、チームとしての対応を協議しておくことが 大切です。

窓口を一本化し、学校の対応について、ぶれが無いようにし、当該児童・生徒ばかりでなく、学校の安全を守り抜く姿勢が大切です。

学校単独で対応することがむずかしい場合は、関係 機関と、連携して対応します。

警察への通報に際しては、事案の概要(威圧的な要求等が予想される理由・経緯等)、当該保護者に関連する通告の内容及び児童相談所等における対応状況等を明確に伝えるようにしてください。また、その後の対応について警察及び児童相談所等と緊密に協議してください。

## 保護者対応のQ&A (学校はチームで対応し、関係機関との連携が重要)

Q:保護者から虐待を認知するに至った経緯 を教えるよう求められた場合はどうすれば よいですか。

A:保護者に伝えないこととするとともに、児童・生徒の命を守り抜く毅然とした対応をするよう学校内で徹底することが重要です。

Q:保護者が個人情報保護法に基づく開示請求をしてきた場合はどうすればよいですか?

A: 開示することにより児童・生徒の生命または身体に支障が生ずる恐れがないかどうか等、神奈川県個人情報保護条例(第20条2項)に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて弁護士とも相談するようにしてください。

### 児童虐待に起因する不登校

- 長期に学校を休んでいる児童・生徒の中には、その背景に児童虐待が疑われる場合があります。
  - 保護者が、夜、家にいなかったり、朝起きられなかったりするため、食事・養育を十分に受けられず 生活リズムが不安定となり、子ども自身が登校する意欲を持てない。
  - •「衣服が臭う」などを理由としてまわりからのいじめを受け、登校できなくなる。
  - 年下のきょうだいの世話をさせるため、子どもを学校に登校させない。

など

#### ●一人で抱え込まず、管理職に報告を

教職員は、このような状況を把握した場合、1 人で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、スクールソー シャルワーカーや児童相談所、市町村担当課、関係機関等とともに適切に対応することが求められます。

#### 18歳以上の生徒への対応

「1 はじめに」に記したとおり、「児童」は「18歳に満たない者」であり、本マニュアルに記載した内 容については、18歳以上となった者を対象としていません。

児童虐待、あるいはそれが疑われることが18歳になる以前から事象を把握し、対応を継続している場合 には、児童相談所と連携しながら、次に記す相談機関に繋いでいくとともに、生徒の「児童相談所と繋がり」 がなくなるという喪失感や不安感に対し、学校としてできるだけ心のケアをしていくことが大切です。

18歳以降の対応が難しいことから、職員間の情報の共有を大切にし、スクールカウンセラーやスクールソ ーシャルワーカーを含めて、ケース会議等によりできるだけ対応を考えておくことが重要となります。また、 警察と連携し、学校スクールサポーターにアドバイスを求め、学校だけで抱え込まないことも大切です。

● 生徒が既に18歳の誕生日を迎えている場合は、次の相談機関に相談することが考えられます。

神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー 045-641-0045 (フリーダイヤル) 0120-45-7867

月~金 8:30~17:15 (土・日・祝日は留守番電話で対応)

NPO法人子どもセンターてんぽ 居場所のない子どもの電話相談 050-1323-3089 月・水・金 13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト

070-6648-8318 月土18:00~21:00

LINE相談 ID @bondproject (女子のみ)

■※※ 月水木金土 14:00~18:00 (受付は 17:30 まで) 18:30~22:30 (受付は 22:00 まで) メールは hear@bondproject.jp (24 時間受付)

# 転出入時・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証 から明らかになっています。

要保護児童が転出先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるように、転出入や進学の際の学校 間の引継ぎも重要となります。

#### 在籍校

指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の 文書の写しを確実に引き継ぐ。

対面、電話連絡などを通じて新しい学校に 必要な情報を適切に伝える。

#### 転出先・進学先の学校

虐待に関する情報を個々の教員が抱え込まず、必ず校長 等の管理職や養護教諭、SC、SSW等と共有する。 市町村(虐待対応担当課)や新たに管轄する児童相 談所と今後の対応方針を検討する。

学校間の文書の提供について、児童・生徒や保護者の同意を得ずに第三者に提供していると保護者が主張す る事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報は、虐待を防止し児童・生徒の生命、身体等を守 るために、転出先・進学先の学校が必要とする情報であり、児童・生徒本人の利益となるものであることから、 神奈川県個人情報保護条例(第20条2項)に基づき、 児童・生徒や保護者の同意を得ずに他の学校に提供 できるものと解されます。



神奈川県 教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ

横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話 (045) 210-8087 (直通) 令和2年5月 発行

※通告を行った際には「児童・生徒の人権侵害に係る校内システム相談対応状況等に関する調査回答票」の指示されている 虐待の項目の欄に計上して報告してください。なお、不明な点については行政課人権教育グループにお問い合わせください。